

左記の中 及び、以上一印 等付し 下記の中

(3) 1. 株主名簿
2. 印
3. 印
4. 印
5. 印
6. 印
7. 印
8. 印
9. 印
10. 印
11. 印
12. 印
13. 印
14. 印
15. 印
16. 印
17. 印
18. 印
19. 印
20. 印
21. 印
22. 印
23. 印
24. 印
25. 印
26. 印
27. 印
28. 印
29. 印
30. 印
31. 印
32. 印
33. 印
34. 印
35. 印
36. 印
37. 印
38. 印
39. 印
40. 印
41. 印
42. 印
43. 印
44. 印
45. 印
46. 印
47. 印
48. 印
49. 印
50. 印
51. 印
52. 印
53. 印
54. 印
55. 印
56. 印
57. 印
58. 印
59. 印
60. 印
61. 印
62. 印
63. 印
64. 印
65. 印
66. 印
67. 印
68. 印
69. 印
70. 印
71. 印
72. 印
73. 印
74. 印
75. 印
76. 印
77. 印
78. 印
79. 印
80. 印
81. 印
82. 印
83. 印
84. 印
85. 印
86. 印
87. 印
88. 印
89. 印
90. 印
91. 印
92. 印
93. 印
94. 印
95. 印
96. 印
97. 印
98. 印
99. 印
100. 印

(4) 要約書

1. 此の要約書の目的は、株主の権利を保護し、会社の経営状況を明らかにすることである。また、株主の権利を行使するための参考資料として提供されるものである。

2. (1) 株主の権利は、株主名簿に記載された株主が行使することができる。また、株主の権利を行使するための参考資料として提供されるものである。

3. (2) 株主の権利は、株主名簿に記載された株主が行使することができる。また、株主の権利を行使するための参考資料として提供されるものである。

(5)

1. 此の要約書の目的は、株主の権利を保護し、会社の経営状況を明らかにすることである。また、株主の権利を行使するための参考資料として提供されるものである。

2. (1) 株主の権利は、株主名簿に記載された株主が行使することができる。また、株主の権利を行使するための参考資料として提供されるものである。

3. (2) 株主の権利は、株主名簿に記載された株主が行使することができる。また、株主の権利を行使するための参考資料として提供されるものである。

4. (3) 株主の権利は、株主名簿に記載された株主が行使することができる。また、株主の権利を行使するための参考資料として提供されるものである。

5. (4) 株主の権利は、株主名簿に記載された株主が行使することができる。また、株主の権利を行使するための参考資料として提供されるものである。